

保護者、ご家庭の皆様

生徒のみなさん

新潟県立村松高等学校

校長 傳田 秀輝

夏休みの過ごし方について

盛夏の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃から本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、今年度は7月26日(土)から8月28日(木)までが夏季休業(以下「夏休み」)となり、生活の中心が学校から家庭に移ります。この間は学力を伸ばし、心身を成長させるには絶好の期間です。

しかし同時に、夏休み中は生活習慣が不規則になりがちであり、開放感から「飲酒」「喫煙」「無断外泊」「深夜徘徊」「性非行」「盗撮」などの不良行為を行なったり、これらをきっかけとして、犯罪の加害者あるいは被害者になる恐れが高まったりする時期でもあります。高校生による大麻などの違法薬物に関する事案も発生しています。高校生がわいせつ画像を撮影、保存したり、送受信したりするなど児童ポルノ禁止法違反で検挙されているほか、SNSへの個人情報・誹謗中傷などの書き込みによるいじめが発生するなど、スマートフォン等を介した問題行動が多発しています。

これらの結果、人間関係が変化するなど、精神的に不安定になりやすい時期でもあります。ご家庭におかれましては、下記のことにご留意のうえ、生活態度や行動を見守るとともに、この機会を有意義なものにすることができるよう、格段のご配慮をお願いいたします。

生徒のみなさんは、下記の内容をよく読み、責任を持って行動するよう心掛けましょう。

記

1 生活全般について

(1) 日常の行動や服装等は村松高校生としての品位を保つこと。頭髪の加工やピアスなど、校則で禁止されている行為はしてはならない。

(2) 飲酒、喫煙、万引き、暴力行為、性非行、違法薬物の使用など、反社会的行為は、絶対にしてはならない。なお、「飲酒、喫煙」にはノンアルコール飲料、ニコチンなし電子たばこを含む。

(3) 特に最近、新潟県内では高校生を含む未成年者が、大麻などの違法薬物を使用する事件が相次いでいるので、絶対に使用することのないよう気を付けること。

(4) 興味本位で性非行を犯すことのないよう気を付けること。

(5) 強制わいせつや痴漢等の性被害に遭わないよう、混雑する場所や、夜間に人通りのない場所には十分に注意すること。

(6) 不審者に遭った場合は、まず大声で叫んで助けを求める、すぐ逃げて近所に助けを求めるなどして、それから警察に通報し、学校へも連絡すること。

(7) 外出時は、行き先を必ず保護者に伝えること。無断外泊や深夜徘徊から事件・事故に巻き込まれるケースが増えているので、夜間外出・深夜徘徊・無断外泊はしないこと。

(8) 旅行、登山、キャンプ等を行う場合は、保護者の同意を得た上でくれぐれも安全に注意し、参加すること。また、学校にも連絡すること。

(9) 規則正しい生活をして健康管理に気を付けること。

2 スマートフォン・SNS・インターネット等の利用について

(1) 個人が特定されるような情報(学校・学年・氏名・住所・写真など)を掲載しない。
※自分だけではなく、他人(家族・友人を含む)の個人情報も同じ。

(2) 他人からの情報を面白半分で拡散したり、他人を誹謗中傷したりしない。

(3) SNS・ネット掲示板などへの書き込みや写真・動画の掲載によって相手に精神的苦痛を与えたり、安易な気持ちでおこなった「いたずら」が社会に重大な影響を及ぼして法律違反で処罰されるだけでなく、企業に損害を与えて多額の損害賠償を請求されたりする場合があることを認識し、十分に注意する。

(4) SNS・ネット上だけでつながりがある人には会わない。
高校生が、インターネットを通じて知り合った相手から、「脅迫される」「性的な画像・動画を送るよう要求される」「誘拐・監禁される」「性的被害に遭う」等の事件が発生しています。

(5) 高校生が、架空請求詐欺の被害に遭う事案が発生していることから、夏休みを機会に家族で話し合い、スマートフォンへのフィルタリングの導入や、家庭内でのスマートフォン利用のルール作りを検討する。

(6) 上記のようなネットトラブルにあった場合は、直ちに学校に相談する。

3 交通安全等について

(1) 歩行者、自転車利用者、原付バイク利用者等が守るべき交通ルール・マナー等について、詳しくは、「夏季休業（夏休み）中における交通事故防止について（お願い）」をよく読むこと。

(2) 原付バイクの免許をとった場合は、必ず学校に「原付免許取得届」を提出すること。

(3) 3年生で自動車学校へ通学する場合は、必ず事前に「自動車学校通学願」を提出すること。
また、免許を取得したら、必ず「自動車免許取得届」を提出すること。
自動車の運転免許を取得したとしても、卒業までは運転しないこと。

(4) 改正道路交通法の施行により、16歳以上の者は「電動キックボード」について、原付バイクの免許が無くても利用が可能となったが、本校では電動キックボードによる通学は禁止する。
(危険性が高いため)

4 アルバイトについて

(1) 家庭の事情等でアルバイトが特に必要な場合は、保護者の了解を得てから、必ず事前に「アルバイト届」を提出すること。ただし、危険な作業、深夜の作業、酒を提供する場所での作業などは、法律で禁止されているため、認められない。
詳細は「アルバイト届」に記されているので、事前によく確認すること、

(2) 休業中はアルバイトに拘束され、生活のリズムが狂わないよう注意すること。

(3) 最近、SNSなどで「高収入・簡単」と誘う、いわゆる“闇バイト”の勧誘が増えている。
応募すると、詐欺などの犯罪に巻き込まれ、たとえ犯罪と分かっても責任を問われる可能性がある。少しでも「おかしい」と思ったら、すぐ保護者や学校の先生、警察に相談すること。(警察の相談窓口は「#9110」)

5 登校について

(1) 休業中に登校するときは、制服を正しく着ること。

(2) 保護者に自家用車で送迎してもらう場合は、商店街・学校町通り等で乗り降りし、学校まで歩いて移動すること。

6 人間関係のトラブル・いじめなど、困ったことがあった場合

別紙「人間関係のトラブル・いじめなど、困ったことがあった場合について（お知らせ）」をよく読むこと。

7 民法の改正による「18歳成年」について（3年生および保護者・ご家庭の皆様へ）

(1) 成年年齢が20歳から18歳に引き下げられた結果、3年生は18歳の誕生日が来た人から「成年」になる。

18歳になると、親権者（保護者）の同意がなくても、自分の判断で契約ができるようになる。(具体的には「高額な商品の購入」「お金の借り入れ（借金）」など)
これまでは、未成年者が親権者の同意なく結んだ契約については、未成年者は比較的容易に取り消すことができた。(未成年者取消権)

(2) しかし、18歳以上の高校3年生を含む18歳・19歳は、未成年者取消権の保護が及ばなくなるため、悪質な業者から勧誘を受けて安易に契約を結んでしまうと、取り消すことができなくなる。また、24時間いつでもスマホ等を通じて簡単に借金できることから、「借金すること」のハードルが下がり、「多重債務」の状態に陥ってしまうことが心配される。

(3) このため、3年生へは以下を守ることを指導している。
ご家庭でも、よくお話し合いをしてください。

＊勧誘を受けても、安易に契約しない。
＊契約でトラブルになった場合は、保護者やご家族の方に相談するとともに、公的な相談ダイヤル「消費者ホットライン」188（いやや）に電話をかけて相談すること。

(4) なお、20歳未満の飲酒・喫煙、および競馬・競輪・競艇などの公営ギャンブルは、今までどおり禁止されている。高校生は18歳で成年になっても、今までと同じく飲酒・喫煙は厳禁である。

8 その他

事故に遭った場合には、警察や消防とともに必ず学校に連絡すること。

県立村松高等学校	TEL 0250(58)6003
----------	------------------

フィルタリングを 適切に利用しましょう！

フィルタリングとは、インターネット上の有害なサイトやアプリの利用を制限するもので、トラブルに巻き込まれないための対策の1つです。

お子さん用にスマートフォン等を購入される際は、販売員と一緒に、適切なフィルタリングの設定をお願いします。



こちらも必須です！

ペアレンタルコントロール (注)

保護者が子どものスマートフォン等の利用を管理・制限することを「ペアレンタルコントロール」といいます。スマートフォン等の基本設定や専用のアプリにより、お子さんの年齢に合わせてインストールできるアプリを制限したり、使用時間を管理したりすることができます。

(注) サービスの名称や内容は提供元により異なります。

自撮りの不当な 要求行為は犯罪です！

SNSで知り合った相手にだまされたり脅されたりして、子どもが自分の裸や下着姿の画像を送付してしまう、いわゆる「自撮り被害」が後を絶ちません。裸や下着等の自撮り画像を不当に要求する行為は刑法や新潟県青少年健全育成条例により禁止されています。

もしも、お子さんが被害に遭った場合は最寄りの警察署に相談しましょう。

お困りのときは…



下記機関で相談を受け付けています。
ささいな事でもお気軽に御相談ください。令和6年4月現在

24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310

(新潟県いじめ・不登校等相談電話 025-285-1212)

新潟少年サポートセンター 025-285-4970

長岡少年サポートセンター 0258-36-4970

上越少年サポートセンター 025-526-4970

けいさつ相談室 025-283-9110
(警察本部) #9110

株式会社NTTドコモ 0120-800-000

KDDI株式会社【au】 0077-7-111

ソフトバンク株式会社 0800-919-0157

ワイモバイル 0570-039-151

新潟県いじめ対策ポータル
<https://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp/>



※必要に応じて、お子様が通っている学校や最寄りの警察署へも御相談ください。

参考リンク

SNSに起因する犯罪被害防止広報動画



【自撮り】



【性被害】



【ネットトラブル】

制作：新潟県警察本部 少年課

保護者の皆様へ

スマートフォン等の
インターネット
トラブルから
お子様を守るために



新潟県 / 新潟県教育委員会 / 新潟県警察本部

新潟県青少年健全育成県民会議

株式会社NTTドコモ / KDDI株式会社【au】 / ソフトバンク株式会社

お問い合わせ先：
新潟県福祉保健部 こども家庭課 TEL 025-280-5214

はじめに

インターネットを巡っては様々なトラブル事例があります。特に児童買春や児童ポルノ被害は、SNSなどを通じて、全国的に被害が発生しています。

「危険なサイトに接続しなければ安全」「自分の子に限って問題は起こさない」そう思いませんか？ 場合によっては、お子さんの人生に大きな傷跡を残すことさえもあります。

インターネット上のトラブルからお子さんを守るためには、**家族みんなで話し合い、各ご家庭でルールを作ることが大切です。**保護者の皆様が危機感を持ち、お子さんがトラブルに巻き込まれない・起こさないよう注意しましょう。



わが家のルール

- SNSで知らない人とのやりとりはしない
- 自分の名前や住所などを、知らない人に教えない
- 利用時間は1日__時間まで
- 就寝するときはスマホを自分の部屋に持ち込まない
- 困ったことがあったら、お父さん、お母さんに相談する

など

トラブル事例

他人事ではありません。

県内でも類似事例が多数発生しています!!

ケース
1

自画撮り



SNSで知り合った相手から「下着姿の写真を送ったらお金をあげるよ」と誘われ、下着姿の写真を送信したら、「この写真をばらまかれたくなければ、裸の写真を送れ」と脅され、今度は裸の写真を送信させられた。



近年、脅したり、同性になりすました体の悩み相談を装ったりして、児童に自分の裸体を撮影させた上、メール等で送らせる手口が増えています。写真が一度インターネット上に流出してしまえば、**すべてを削除することはできません。**人に見られたくない写真を撮ったり、送ったりしないことを約束させてください。

ケース
2

ネットいじめ



ネット掲示板にクラスメイトの顔写真を無断で掲載し、悪口や誹謗中傷を書き込む等の「ネットいじめ」を行い、逮捕された。



他人の悪口や誹謗中傷を書き込む「**ネットいじめ**」は**絶対にしてはいけない**ということを理解させてください。また、投稿した写真や動画、書き込みの内容によっては、当事者に非難が集中する、いわゆる「ネット炎上」に繋がる場合があります。インターネット上では、自分の思いもよらない反応が寄せられることがあることを教え、不用意な書き込みをしないことを約束させてください。

ケース
3

誘拐



SNSで知り合って、親しくなった相手に悩みを相談していたら、「直接会って話を聞いてあげるよ」などと言葉巧みに誘い出され、相手の自宅に連れ込まれた。



インターネット上で知り合う人の本当の素性は分かりません。性別や年齢、職業を偽ることもあります。いかなるサイトで知り合ったとしても、**絶対にその相手とは会わない**ことや、安易に実名や住所などの**個人情報**を**伝えない**ことを約束させてください。

ケース
4

ネット依存



連日深夜までスマホで動画を観たり、ゲームをしたりしていたら、朝起きるのがつらくなり、眠くて授業に集中できなくなりました。

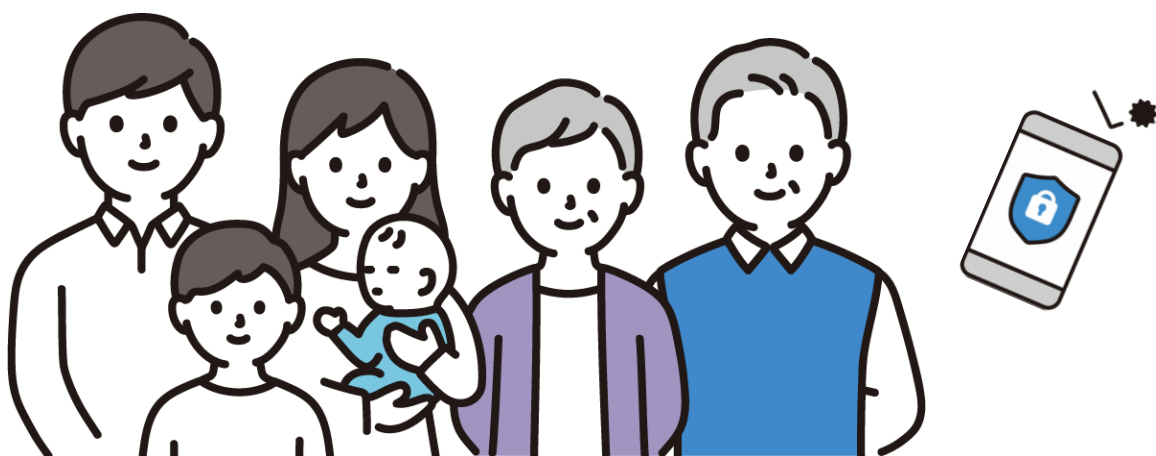


近年、インターネットに過度に依存してしまう「ネット依存」が社会問題になっています。自分をコントロールできず、スマホを手放せなくなると、日常生活に支障をきたすだけでなく、健康面でもマイナスです。**お子さんと利用のルールを話し合ったり、フィルタリングを始めとするペアレンタルコントロールを活用したりすることで、**お子さんの使用時間や利用環境を整えてあげましょう。

インターネット・SNSトラブルから お子さまを守るために

「**自分の子どもは大丈夫！**」

「**いいえ**」誰にでも起こりうるものです



情報を正しく見極め活用する力を身につけるために保護者ができること

インターネットの
危険性を
知る

安全に賢く
使う力を
育てる

安全な
利用環境を
整える

トラブルを未然に防ぐために、ご家庭でお子様と一緒に考え、
よりよい使い方を話し合いましょう

インターネットの危険性を 知る

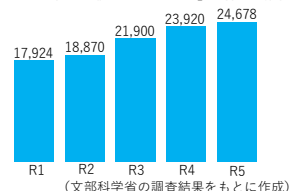
どのようなトラブルに遭うおそれがあるかご存じですか？

インターネットやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）は、世界とつながることができ、様々なことを知ることができます。大変便利なものですが、良い面だけではなく、利用の仕方によっては、危険性があります。実際にこんなことが起こっています。

ネットいじめ

- 仲間外し・・・ インターネット上のグループから意図的に仲間外れにすること
- 拡散・・・ 個人情報や知られたくない情報をインターネット上に公開し、拡散すること
- 中傷行為・・・ 悪口をインターネット上で広げること
- なりすまし・・・ SNSで第三者になりすましたアカウントで投稿すること

いじめの態様のうち「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」の件数の推移



インターネット上のいじめは増加傾向にあります。ネット上のいじめに対する理解を深めるとともに、情報モラルに関する意識啓発が求められます。インターネットやSNSを介したいじめを受けたときは、スクリーンショットなどで証拠を残すことも大切です。

知らない人との出会い

ゲームサイトの機能を利用して仲良くなった人が、会いたいというので会ってしまった

性暴力をふるったり、お金を脅し取ったりする悪い大人もいます。インターネット上で知り合った人と実際に会うことの危険性をしっかりと伝えましょう。

自撮り被害

交際相手等から下着姿の写真を送ってほしいと言われたので、信頼を裏切らないために、自撮り画像を送信した

交際相手などに、下着姿や裸の写真の送信を求めたり、そのような画像をスマホに保存したりした場合、児童ポルノ禁止法違反（製造、提供など）となります。正しい知識を教える必要があります。

不適切な投稿

ちょっとしたノリで、面白くてウケると考え、悪ふざけをしている画像をSNSに投稿した



内容によっては、犯罪になる場合もあるという認識を持たせましょう。何が不適切となるのかを理解させましょう。

闇バイトへの勧誘

楽に稼げると思い、SNSで応募したところ、秘匿性の高いアプリに誘導され、個人情報を渡してしまった・・・



巧妙な方法で凶悪な犯罪に加担させる行為が横行しています。バイトではなく「犯罪」であり、必ず逮捕され厳しく処罰されます。すぐに警察に相談することが大切です。

誤解によるトラブル

コミュニケーションアプリを使ってトークをしていたが、誤解が生まれ、トラブルに発展した



SNSでは、顔の見えない文字だけのやりとりが中心となります。相手の気持ちを想像したやりとりが必要であることを教えましょう。

架空請求

動画を見ていたら、怪しいサイトにつながってしまい、「10万円を3日以内に振り込んでください」と請求された

フィルタリングや機能制限等で、不審なサイトを閲覧できないようにし、不安なときは、大人に相談するよう伝えましょう。



子どもたちが、どのようにインターネットを使っているか、誰とつながっているかは、大人からは見えにくく、介入することも困難です。大人が気づいたときには、深刻化していることも少なくありません。

- ☆ 被害者や加害者にならないために、具体的にどんなことが起こるのか一緒に考えましょう
- ☆ 日頃から、相談し合える親子関係を保ちましょう



子どもたちが、安全かつ適切に活用する力を身につけていくために大切なのは、子どもたちに「安全に使いたい」という気持ちを育てていくことが出発点となります。

「日常のモラル」と「情報社会の特性の理解」をあわせて育むことが大切です

インターネットの特性

- 世界中に公開されている（誰が見るかわからない）
- 情報がずっと残る（一度発信した情報は、完全に消すことは難しい）
- 匿名性はない（個人が特定されないとは言いきれない）
- 正しい情報だけではない（間違いや、時には悪意のある情報もある）

心理的・身体的特性

- 相手と対面しないので、誤解が生じやすい
- 不安になったり、感情的になったりしやすい

機器やサービスの特性

- 夢中になり、やめられなくなりやすい
- サービスの提供側から様々な勧誘がある

- 相手を思いやる
- 礼儀
- ルール(法律)を守る
- 責任を持つ
- 我慢する気持ち

等

日常のモラル

インターネット等を正しく安全に使わせるために

家庭でルールをつくりましょう！

ルールづくりのポイント

- その1 ルールがトラブルから自分の心と体と命を守ってくれることを伝えましょう
- その2 保護者が一方的に押しつけるのではなく、子どもと話し合って一緒に決めましょう
- その3 ルールが守られているか、確認しましょう
- その4 こどもの成長に合わせてルールを見直しましょう

家庭のルールの例

【保護者の項目】

- ☐ スマートフォン等のフィルタリングを行います
- ☐ 使用料金は、適切に設定します



【子どもの項目】

- ☐ 名前や顔写真、学校名など個人情報は公開しません
- ☐ 見た人が嫌な気持ちになるような言葉は使いません
- ☐ SNSなどで他人を傷つける行為はしません
- ☐ 利用する場所や時間を決めます
- ☐ パスワードは保護者が管理します
- ☐ ネットで知り合った人とは絶対に会いません
- ☐ 課金アイテムや有料アプリは保護者の承諾を得て購入します
- ☐ いじめやトラブル等、困ったことが起きたらすぐに保護者や先生、友だちなどに相談します

こどもの成長に合わせたルール・環境づくり

ペアレンタルコントロールからセルフコントロールへ

発達段階に応じて、フィルタリングを含む
ペアレンタルコントロール機能をうまく活用
することが大切です。



こどもの成長に合わせて、
ルールの見直し・更新を
しましょう。

こどもの成長

自律期

- ・道徳心
- ・判断力

他律期

- ・ルール
- ・安全設定

保護者の見守り

トラブルに巻き込まれないために フィルタリング設定



《フィルタリングの効果》

- 不適切サイト（犯罪やアダルトサイト等）をブロック！
- 有料アプリや課金アプリなどの購入を管理！
- 利用時間やゲームのプレイ時間を調整！
- 利用状況のチェック！

子どもの年齢や使い方により、レベル設定ができ、利用したいサイト、
SNS、アプリ等の個別設定もできます。



S N S に起因する事犯の被害児童の
フィルタリング利用状況

利用していない	860人
利用している	102人

利用なし
89%

(R7.3月警察庁発表資料をもとに作成)

- ゲームや携帯音楽プレーヤーなどにも忘れずに導入しましょう。
- 「フィルタリングは不便なもの」ではなく、危険から身を守るもの。安易に解除しないようお願いします。

相談窓口・参考サイト 困ったときはご相談ください

- ◆ 犯罪や性被害等のご相談は けいさつ相談室 #9110、性犯罪被害相談電話（警察） #8103（ハートさん）
- ◆ SNS いじめなどのご相談は 新潟県いじめ相談電話 0120-0-78310 または 025-285-1212
- ◆ インターネットをめぐる消費者トラブルのご相談は 消費者庁消費者ホットライン 188
- ◆ インターネットをめぐる人権に関するご相談は 子どもの人権110番（法務局・地方法務局）0120-007-110

○情報モラル教育ポータルサイト
（文部科学省）



○保護者のための情報モラル教室
話し合っていますか？ 家庭のルール
（文部科学省）



○青少年の安全で安心な
社会環境の整備
（こども家庭庁）



○子どもとネットのトリセツ
（安心ネットづくり促進協議会）

